


# 監事監査報告書

令和6年5月24日

学校法人青森山田学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事 林 均 

監事 三浦慎史 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人青森山田学園寄附行為第13条第3項の規定に基づき、学校法人青森山田学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人の業務（教学面を除く）及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会に出席し、理事、法人本部長等から業務の執行状況を聴取するとともに、関連書類を閲覧し、業務（教学面を除く）及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。また、会計監査人から監査状況の報告を受け、計算書類等について確認いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務は適切に行われており、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類等（財産目録、貸借対照表及び収支計算書等）は、学校法人の財産の状況及び経営の状況を正しく示していると認めます。

## 3. その他

業務（教学面）の監査については、令和5年度青森大学自己点検・評価報告書（作成中）を基に実施する予定としており、9月の定例理事会・評議員会にて報告いたします。

以上